

令和6年度市民税・県民税・森林環境税

納税通知書をお送りします

この説明書は納税通知書の見方や、よくあるお問い合わせを説明していますので参考してください。

より詳しく知りたい方

公式ホームページでより詳しい説明をご覧ください。

「個人住民税」(ページ番号61886146)

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/shizei/kojinshiminzei/index.html>



令和6年度主な税制改正点

- 震災復興等のための**均等割への加算(1,000円)**が廃止されました。
- 市・県民税と併せて**森林環境税(1,000円)**が徴収されることになりました。
※同封の「令和6年度より税の内訳が変わります」参照
- **定額減税の実施**
納税者1人1万円。さらに控除対象配偶者を含む扶養(控除のない年少扶養を含む)人数1人につき1万円を加算。ただし、被扶養者が国外居住者の場合は対象外。
※減税の対象は所得割額です。均等割額や森林環境税は減税されません。

納税義務について

市・県民税及び森林環境税(以下、「市・県民税等」といいます。)は、前年の所得に基づき、今年の1月1日現在の居住地の市町村から課税されます。

もう西宮市に住んでません

今は住んでいないのに西宮市から納税通知書が届きました。どうして?

西宮市外に転出された場合でも、今年の1月1日現在の居住地が西宮市内であれば、今年度の市・県民税は西宮市で課税されます。

今は収入がありません

去年の12月に退職しました。今は無職で収入がないのに納税通知書が届きました。この税金は納めないといけないのでしょうか?

今年度の市・県民税等は、あなたが働いていた昨年中の所得をもとに計算されます。収入がなくても納める必要がありますが、生活が困難している方には減免制度もあります。

本人が亡くなっている

死亡した夫の納税通知書が届きました。納める義務はある?

市・県民税等を納める義務のある方が、1月2日以後に死亡された場合、その相続人が納税義務を引き継ぎます。代表相続人の方宛に納税通知書をお送りしています。

納税通知書の見かた

【表紙】表紙には、年間の税額と納期ごとの納付額が記載されています。

各期の納付額 納付書や口座引落でお支払いいただく額です。1期から4期まであります。

年税額 今年度のあなたの市民税・県民税・森林環境税の合計額です。

公的年金からの特別徴収

今年度、**年金天引き**される額です。年金事務所からの「年金振込通知書」には見込額が記載されていますが、この欄にある金額が確定したことになります。

令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税 納税通知書

お問い合わせの際は、課税標準をお伝えください

令和6年度市民税・県民税・森林環境税の税額等とは、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7及び第321条の7の6の規定に基づき通知します。 令和 年 月 日	課税標準	課税理由
年税額	充当等額	充当後後納付額
普通徴収各期の納付額	第1期分	第2期分
納期限	令和6年7月1日	令和6年9月2日
納期限	令和6年10月31日	令和7年1月31日
公的年金からの特別徴収	令和6年10月	令和6年12月
令和7年度仮徴収税額(予定)	令和7年2月	令和7年4月
	令和7年6月	令和7年8月

課税番号 電話やメールでのお問い合わせの時に必要な番号です。

課税理由 課税額の元になった主な資料を記載しています。

令和7年度仮徴収税額(予定) 来年度の年金天引きの予定額です。

【2枚目】2枚目には**課税明細**があります。ここに書かれている所得や控除で今年度の税額が計算されています。

市民税・県民税・森林環境税 課税明細

給与収入 年金収入	所得割額	均等割額	市民税・県民税
所得等	金額	金額	金額
営業等			
農業			
不動産			
副子			
配当			
給与			
内、年金			
総合課税一時			
繰上納付			
総所得			
山林等			
分離短期課税			
分離長期課税			
株式等課税			
上場株式の配当等			
先物取引			
繰上納付			
合計所得金額			

A 所得の内訳
収入から必要経費を引出したものが**所得**です。ただし給与や公的年金は決まった計算方法で所得金額が決まります。

B 所得控除の内訳
扶養親族の数や支払った社会保険料など、所得の合計から差し引くことができるものが**所得控除**です。

C 課税標準額の内訳
所得(A)から所得控除(B)を差し引いたものを**課税標準**と言います。ここに税率がかけられます。

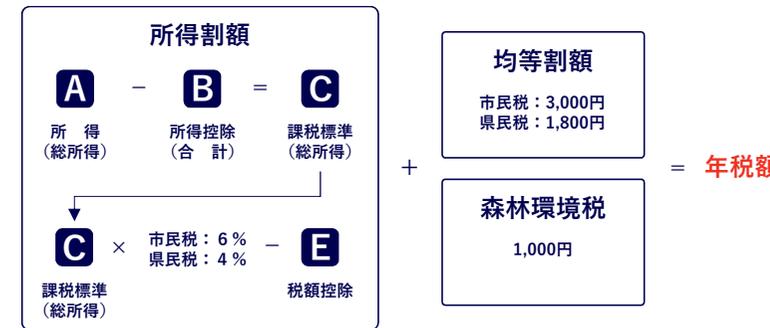
D 算出所得割額の内訳
課税標準(C)に税率をかけ、算出された所得割額です。

E 税額控除額の内訳
算出所得割(D)から差し引く控除を**税額控除**と言います。住宅ローンや寄附金(ふるさと納税)などがあります。

F 税額の内訳
算出所得割(D)から税額控除(E)を差し引いたもので、これが今年度の税額になります。

市民税・県民税の計算

市民税と県民税には所得に対してかかる**所得割額**と基準以上の所得がある場合にかかる**均等割額**があります。つぎの計算例は総所得(営業や給与、年金など)だけの場合です。



非課税の基準

市民税・県民税は①扶養親族の人数、または、②納税者本人の状況、による非課税の基準があります。

- ① 前年の1月~12月の**合計所得金額**が下表の値以下
- ② 納税者本人が障害者・寡婦・ひとり親・未成年のいずれかに該当し **合計所得金額が135万円以下**

扶養人数	合計所得
なし	45万円
1人	101万円
2人	136万円
3人	171万円
4人	206万円

※扶養人数には配偶者特別控除の対象となる方は含まれません。

条件に当てはまるはずなのに納税通知書が届いた場合は市民税・県民税の申告が必要かも



西宮市キャラクター みやたん



よくある

Q&A

よくある質問をまとめていますので
まずはこちらをご確認ください。



納税通知書発送直後はお問い合わせが殺到し電話がたいへん繋がりにくくなります。

電話でのお問い合わせは下記へ

● 課税内容の確認や申告、減免制度について

- 市民税課** ※お名前の頭文字で担当を分けています
- ア～キの方 (0798) 35 - 3203・3267
 - ク～テの方 (0798) 35 - 3216・3217
 - ト～ホの方 (0798) 35 - 3212・3214
 - マ～ワの方 (0798) 35 - 3202・3204

● 納付書の再発行や分納相談について

納税課 (0798) 35 - 3238

2 納め方や減免制度

? 給与から引かれているのは

会社から特別徴収の税額決定通知を受け取ったのに普通徴収の納付書も届いた。二重納付ではないのか？

給与と年金から徴収されるはずなのに納付書が届く原因は主に次のことが考えられます。

- 所得税の確定申告書で「給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」を「自分で納付」とした



- 65歳以上の方で、公的年金からの特別徴収が始まる方や一時的に停止している方

? 給与から引いてほしい

勤めている会社の給与から天引きしてほしい。

届いた納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し給与からの特別徴収へ切り替える手続きをしてもらってください。ただし、次の場合は切り替えができません。

- 納期限を過ぎているもの
- 65歳以上の方の公的年金等所得に係る税額

? 納付が難しい

納税通知書が届いたけど納期限までに払えない。

納税課(0798-35-3238)で分割納付などの相談をお受けします。

また、失業等により生活が困窮し分割でも納付が困難な方は減免制度を利用できる場合があります。

1 課税の内容

? 収入と税額の関係

収入は変わっていないのに税額が増えたのはなぜか。



つぎのいずれかが原因と思われます。

- 扶養や医療費などの控除が減った
- 申告書を出し忘れて控除が入っていない
- 期限内申告ができず控除の反映が遅れている

? 確定申告をしたはずだが

確定申告をしたはずなのに、税額に反映されていないのでは。



申告期限(3月15日)後に申告した場合は市・県民税の額を決定する6月に処理が間に合わないことがあります。また、西宮税務署以外に提出した場合は西宮市へ回送されるまで時間がかかることがあり、同様のことが起こり得ます。

市は、順次対応を進めていきます。税額に変更がある場合は改めて通知しますのでお待ちください。

? 減免できないのか

減免制度について詳しく教えて。



分納でも納付が困難な方は減免制度を利用できる場合があります。以下を確認のうえ、条件にあてはまると思う場合は納期限内に市民税課へご相談ください。

- ✓ 合計所得金額が350万円以下 ※1
 - ✓ 納期限が過ぎていない
 - ✓ 減免を申請する納期の税額が未納付
 - ✓ 以下の①～⑤のいずれかの要件を満たす ※2
- ① 失業・廃業しており求職活動中
 - ② 前年の一時・譲渡・分離課税所得を除いた所得金額に比べ今年の所得見込額が半分以下になる
 - ③ 申請前6か月以内に前年の合計所得金額の1割を超える医療費を支払った(入院を伴うもの)
 - ④ 納税者の死亡により市・県民税の納付義務を継承した ※3
 - ⑤ 災害で家財などに大きな損害をうけた

- ※1 合計所得金額について、④は死亡した納税義務者は1,000万円以下かつ相続人は350万円以下。⑤は1,000万円以下。
- ※2 均等割のみの課税である場合は①～④を理由とした減免はできません。
- ※3 継承した相続人に相続税が発生していないことが条件です。

合計所得金額は課税明細の「所得」欄のいちばん下にあります。



3 寄附金控除(ふるさと納税)関係

寄附金税額控除は地方自治体や住所の共同募金会などに対する寄附金がある場合に一定額が所得税と市・県民税から控除するものです。

地方自治体への寄附はいわゆる「ふるさと納税」と言われ、確定申告をしなくても寄附先の自治体に申請することで控除が適用される特例があります(ワンストップ特例)。

? 住民税からも控除されているか確認したい



納税通知書の課税明細をご確認ください。



? 控除額が入っていない

ふるさと納税をしたはずなのに寄附金税額控除の欄に数字がない。



次のどれかに該当していませんか？

- ① 所得税の確定申告を提出したが、寄附金控除が申告内容に含まれていない。
- ② 確定申告書の第1表の寄附金控除は記入しているが第2表の「都道府県、市町村への寄附(特例控除対象)」欄の記入がない。
- ③ ワンストップ特例を申請したが寄附した自治体が5か所を超えたため却下通知を受け取った。しかし所得税の確定申告を提出していない。

①の場合

税務署へ「更正の請求」を行ってください。税務署から市へその内容が送付された後に、市・県民税へ控除を反映させます。

②の場合

市役所(市民税課)へ寄附金控除申告書を提出してください。寄附金の領収書や確定申告を提出した際の明細書などをお持ちください。

4 住宅ローン控除関係

住宅借入金等特別税額控除は所得税から引ききれなかった額を市・県民税から控除するものです。ただし、上限がありますので控除可能額のすべてを引ききれない場合があります。

? 住民税からも控除されているか確認したい



納税通知書の課税明細をご確認ください。所得税分は源泉徴収票や確定申告書でご確認を。



ワンストップ特例を利用した場合と確定申告をした場合で受けられる控除は違ってくるのか？



基本的に同じです。控除のされ方は異なりますがいずれも寄附金額-2,000円となります。
※控除額には上限があります

ワンストップ特例 → 市民税と県民税から控除

確定申告をした場合 → 所得税・市民税・県民税から控除

5 年金からの特別徴収

公的年金に対する税額については、原則、年金からの特別徴収が行われます。ただし、以下に該当する場合は特別徴収が停止になることがあります。

- 公的年金所得に係る税額変更が行われた
- 年金支払者から特別徴収できない旨の通知があった
- 市をまたぐ転居をした

年金特別徴収の再開は10月からです。それまでの税額は、納付書や口座振替等(普通徴収)で納めてください。

? 給与から天引きされているはずなのに...

年金と給与があります。今まで給与天引きのみだったのに納付書が届いたのはなぜか？



65歳以上の方の年金に対する税額は原則として公的年金からの天引きになります。

初年度は10月から引き取りが開始されるため、普通徴収の1期と2期は納付書で納めていただく必要があります(下図の例を参照)。

【初年度】

徴収区分	普通徴収		年金特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	//	//	//	//
	年税額の半分を納付書で納める		年税額の残り半分を公的年金から徴収		

【次年度】

徴収区分	年金特別徴収					
	仮徴収		本徴収			
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度分の年税額の1/2に相当する額			年税額から左(4~8月)の仮徴収額を控除した額		
	上記の1/3	//	//	上記の1/3	//	//

? 年金天引きのはずが急に納付書が届いた

毎年、年金天引きされているのに、納付書が同封されていました。払う必要はありますか？



例年、年金から天引きされていた方でも、年金に対する税額の増減などにより引取りが中止となることがあります。納付書が同封されている場合は、普通徴収にてお納めください。特別徴収の再開時期については、納税通知書に記載されています。